



私立学校等に通う小・中学生のお子さまがいる世帯の方へ

## 私立学校就学者等支援給付金のお知らせ

新宿区教育委員会では、子育て世帯の負担軽減を図るため、私立学校就学者等に対し、区立学校の給食費相当額を給付金として年3回に分けて支給します。

本給付金を受給するには、**手続きが必要**です。期限までに手続きをお願いします。

第1回目の支給対象世帯には、**令和6年5月29日(水)**に案内通知を発送します。

### 本給付金の対象となるお子さま

以下①および②に該当する方

- ① 令和6年度の小学校1年生から中学校3年生の学齢で、区立学校に在籍していないお子さま
- ② 各基準日において、新宿区に住民登録があるお子さま

### 本給付金の支給対象となる方

各基準日において、対象のお子さまの属する世帯の世帯主

### 基準日

- 第1回：令和6年5月1日
- 第2回：令和6年9月1日
- 第3回：令和7年1月1日

### 支給金額

小学生：1回 **17,000円**（年間 51,000円） 中学生：1回 **21,000円**（年間 63,000円）

### 手続き方法

案内通知に同封されている「確認書」に振込口座を記入し、通帳等の写しを貼付のうえ、**令和6年7月31日(水)[消印有効]**までに返信用封筒にて提出してください。

※第1回目の支給を受けた世帯は、原則として次回以降の支給に手続きは必要ありません。

### ◇ ご相談ください ◇

DV等の避難中で新宿区に住民登録がない等、特別な事情のあるお子さまも対象となる場合があります。下記コールセンターまでご相談ください。

### 問い合わせ先

新宿区私立学校就学者等支援給付金コールセンター

☎ 0120-112-141（無料）【受付時間】平日 午前8時30分～午後5時

詳しくは新宿区  
ホームページで  
ご確認ください

